

京都市 地域コミュニティ活性化 推進条例

「地域コミュニティ」ってなに？

京都市印刷物 第234703号

発行：京都市文化市民局市民生活部地域づくり推進課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL 075-222-3049 FAX 075-222-3042



子どもやお年寄りの見守り,もしも災害が起こったら…
 暮らしの中の「不安」を「安心」に変える
 人と人とのつながり。

それが「地域コミュニティ」です。

いろいろな考えや意見のちがいがあっても、
 だれもが安心してくらすために、
 地域にくらす人と人とのつながりが
 大切であることは
 わたしたちみんなの共通の思いでは
 ないでしょうか。
 このつながりをしっかりと支えていくため、
 京都市は条例を定めました。



地域で活動する住民の組織

自分たちの地域は自分たちの手で。
 自治会・町内会や,さまざまなボランティア団体,
 事業者などが協力しあい,防災・防犯の取組をはじめ,
 清掃活動や学区の運動会など,
 それぞれの地域で多彩な催しが行われています。



※条例の全文についてはホームページをご覧ください。

京都市地域コミュニティ活性化推進条例

検索

ホームページアドレス
<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000110747.html>



地域住民

地域活動に積極的に
 参加しましょう。



事業者

地域の一員として,
 さまざまな地域活動に協力しましょう。
 また,従業員が,住んでいる地域の活動に
 参加できる環境づくりをお願いします。



京都市

京都市は,だれもが安心してくらすことができるように
 地域コミュニティの活性化に向けた施策を積極的に進めます。
 地域住民や事業者の取組を積極的に支援していきます。

「今度建つマンションの住民さんにも
 地域活動に参加してほしい。
 でも,いつ,どうやって声をかけたら…」

この条例では,新たにマンションを建てようとするとき
 などに,住宅事業者に,地域との連絡調整担当者を
 決めていただくことなども定めています。

